

## 【市内公共スポーツ施設開館(開設)方針】～令和3年4月1日から～

1. 基本方針 : 新型コロナウイルス感染拡大防止策を継続し、屋内外すべての公共スポーツ施設を開館(開設)する。

2. 施設開館(開設)の条件設定と感染防止対策(一部制限緩和)

### (1)屋内施設

当面の間、次の制限等を継続し、施設を開放する。

①利用時の書面提出

すべての利用者に対し、別途、市が定める様式への記入提出を求める。(団体利用は代表者記入)

②ボール、ラケット等個別用具は貸出休止。(持参品対応を依頼)

③利用者のマスク持参、更衣室や待合場などでのマスク着用。

④試合等の観戦は、道が示す収容制限に基づき観戦者数上限を制限する。(観客席の50%)

⑤国、日本スポーツ協会及び各中央競技団体等が示すガイドライン等の遵守による団体利用。

⑥トレーニング室、幼児室等については、別に定める。

### (2)屋外施設

当面の間、次の制限等を継続し、施設を開放する。

①利用時の書面提出

すべての利用者に対し、別途、市が定める様式への記入提出を求める。(団体利用は代表者記入)

②併設されている事務室等における利用人数制限(最小限の利用)。

③国、日本スポーツ協会及び各中央競技団体等が示すガイドライン等の遵守による団体利用。

④試合等の観戦は、道が示す収容制限に基づき観戦者数上限を制限する。(観客席の50%)

※テニスコート(クラブハウス含む)内ベンチ・球場ベンチ等での間隔確保や放送室等利用時の人数制限などの対応実施。

### (3)感染防止対策

国等が示すガイドラインを踏まえ、次の事項をはじめ、利用実態に即した対応策を講じる。

①施設開館(開設)における準備・対応事項

・施設内における定期的な換気・消毒(用具含む)・清掃の実施(概ね1時間に1回程度)

・施設入口への消毒液設置や待合席等の間隔確保

・スタッフのマスク着用

・卓球やバドミントン等、隣コートとの間隔を開けるなどした密接使用の回避。

・各種注意喚起情報等の掲示(更衣室でのマスク着用など)

②予約時及び当日受付時における対応

・利用同意書の記入依頼(予約の場合は、申請時もしくは利用当日受付で記入)

・スポーツ用具の貸出休止周知(用具持参依頼)

・国、日本スポーツ協会及び中央競技団体等が示すガイドライン等の遵守による利用呼びかけ。

・施設利用者へのマスク持参の呼びかけ

③施設利用時における対応

・利用者の混雑状況に応じ、利用人数制限の対策を講じる。

3. その他

・利用同意書は2か月程度保管し、廃棄時を含め、個人情報の取り扱いに十分留意する。

・上記以外の事項については、状況に応じ都度、施設管理者と施設設置者間で協議し決定する。

## 【トレーニング室等利用方針】～令和3年4月1日から～

新型コロナウイルス感染拡大防止策を継続し、トレーニング室等を開放する。

### ■トレーニングルーム(スポーツセンター・総合武道館)

#### 1. 利用時間について

2時間ごとの利用時間枠を撤廃する。

ただし、できる限り多くの方に利用していただくため、概ね2時間程度の利用をお願いする。

※1時間ごとに5分程度、窓を開け換気を行う。

※利用受付時に手渡す番号札を利用後回収し、利用終了を確認する。(室内人数の把握のため)

※同時に利用できる人数は、各施設で設定する制限数までとし、それを超える受付をしない。

#### 2. 利用人数の設定

密集した利用を避けるため、一人当たりの利用面積割合や器具利用実態を考慮し、同時に利用できる人数(定員)を設定する。

●スポーツセンタートレーニングルーム(室内面積:255㎡ トレッドミル7台 バイク8台)

最大24名

●総合武道館トレーニングルーム(室内面積:179㎡ トレッドミル6台 バイク2台)

最大16名

#### 3. 利用器具の限定

①トレッドミル及びバイクマシンについては全機器を利用可とするが、飛沫感染防止措置として実施している間仕切り対応を継続して行う。

②ストレッチマット利用時の密接回避策を講じる(スポーツセンター最大4名・武道館最大2名)

#### 4. 利用者の義務

①マスク着用(有酸素運動時等は着用義務を課さない)

②使用器具の消毒実施

○温水プール施設内トレーニング室については、現状の利用形態が個別指導的な利用であることを考慮し、本方針の趣旨を十分踏まえた対応とする。

○上記ルールを設定し、令和3年4月1日から適用する。

利用にあたってはアリーナ等施設利用同様、同意書記入を必須とし、居住地制限はしない。

## ■幼児室(スポーツセンター・総合武道館)

スポーツセンター内幼児室については、次のとおり利用ルールを設定し、総合武道館内幼児室については室内換気がないこと及び年間利用実績が少数であることから、引き続き当面利用休止とする。

### 1. 利用時間について

2時間ごとの利用時間枠を撤廃する。

ただし、できる限り多くの方に利用していただくため、概ね2時間程度の利用をお願いする。

※1時間ごとに5分程度、窓を開け換気を行う。

※利用受付時に手渡す番号札を利用後回収し、利用終了を確認する。(室内人数の把握のため)

※同時に利用できる人数は、各施設で設定する制限数までとし、それを超える受付をしない。

### 2. 利用人数(定員)の設定

密集した利用を避けるため、一人当たりの利用面積割合や器具利用実態を考慮し、利用人数(定員)を設定する。

●幼児室(室内面積:92 m<sup>2</sup> トランポリン 2か所+三輪車 3台利用可)

最大 10名 (保護者含む)

### 3. 利用器具の限定

共有用具(ブロック・輪投げ等)等は撤収し、消毒の徹底ができる、トランポリン及び 3 輪車(3 台)のみを利用可とする。

### 4. 利用者の義務

①マスク着用(幼児のマスク着用は義務化しない)

②玩具持ち込み禁止

○上記ルールを設定し、令和3年4月 1 日から適用する。

利用にあたってはアリーナ等施設利用同様、同意書記入を必須とし、居住地制限はしない。

※4月1日以降の利用について、利用時間や人数制限、番号札の運用についての周知文、又は感染防止対策の張り紙等を作成し、トレーニングルーム等館内施設に掲示すること。